

官報

号外

昭和二十四年五月十四日

第五回 参議院會議錄第二十六号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午前
十時五十一分開議

議事日程 第二十五号

昭和二十四年五月十三日

午前十時開議

- 第一 優生保護法の一部を改正する法律案(谷口彌三郎君外三名発議)
- 第二 國立身体障害者更生指導所設置法案(内閣提出)
- 第三 簡易生命保險法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 郵便年金法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 日本國有鐵道法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 日本專賣公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 所得稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 國家公務員のための閑設備舎に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 臨時宅地賣賃價格修正法案(内閣提出、衆議院送付)

- 第一 國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 興業債券の發行限度の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 福島縣熱海市を郡山稅務署管内に移管の請願
- 第四 福島縣石川町に稅務署設置の請願
- 第五 絹人絹織物消費稅の引下げに関する請願
- 第六 銀メッキ洋食器の物品稅減免に関する請願
- 第七 きせるの物品稅免稅点引上げに関する請願
- 第八 製茶の物品稅免稅に關する請願
- 第九 炭鋸向け資材の支拂に關しむも付融資方法活用請願
- 第二〇 高等學校教育用ラジオ受信機購入の際の物品稅免稅に關する請願
- 第二一 美容取引高稅廢止に關する請願

第二二 水あめの物品稅減額に関する請願

- 第二三 人工甘味料の物品稅引下げに関する請願
- 第二四 兒童乗物の物品稅引下げに關する請願
- 第二五 國鉄退職者に対する共済年金増額の請願
- 第二六 國民金融社設置に關する請願
- 第二七 絹人絹織物復元資金融資に關する請願
- 第二八 絹人絹織物の消費稅低減に關する請願
- 第二九 兒童厚生施設に對する國庫補助制度設定の請願
- 第三〇 性癮撲滅普及映画作成に關する請願
- 第三一 國立富士病院擴充に關する請願
- 第三二 保健婦檢定試験に臨時特例設定の請願
- 第三三 らい特効藥プロミンのらい患者治療に關する請願
- 第三四 おむつ資材配給等に關する請願

第三五 國立都城病院の擴充整備に關する請願

- 第三六 引揚者を行政整理より除外するの請願
- 第三七 引揚者新規着漁業者に漁業資材繼續優先配給の請願
- 第三八 引揚者に対する物資配給の請願
- 第三九 引揚者住宅對策に關する請願
- 第四〇 引揚者事業体住宅建設資材優先配給の請願
- 第四一 公館借上金及び難民救済金の返還に關する請願
- 第四二 中共地区の一般未帰還者に対する給與の請願
- 第四三 未復員者、特別未帰還者、阿給與法改正等に關する請願
- 第四四 引揚者の開拓及び帰農に關する請願
- 第四五 農漁村における引揚者住宅建設助成の請願
- 第四六 上樺葉水力發電所建設に引揚者優先起用の請願
- 第四七 引揚者の中小企業に對し融資の請願
- 第四八 北朝鮮殘留者の帰國促進に關する請願
- 第四九 無縁故引揚兒童教育施設費全額國庫補助に關する請願

第五〇 在外同胞引揚促進に關する請願

- 第五一 引揚者の更正事業金融に關する請願
- 第五二 引揚者の住宅建設促進に關する請願
- 第五三 生業資金貸付に關する請願
- 第五四 福島縣赤井村の地域給を乙地に指定の請願
- 第五五 新庄市官公吏に地域給支給の請願
- 第五六 佐賀縣山代地区官公吏勤務手当引上げに關する請願
- 第五七 稅制改正に關する陳情
- 第五八 炭鋸向け資材の支拂に關しむも付融資方法活用陳情
- 第五九 稅査定に關する紛争処理機關設置等の陳情
- 第六〇 絹人絹織物業に對する融資の陳情
- 第六一 國稅徵收關係法令の改正に關する陳情
- 第六二 轉廢機業者復元に伴う融資の陳情
- 第六三 母子保護施設擴充に關する陳情
- 第六四 引揚者に対する特別融資復活の陳情
- 第六五 宮崎縣宮島地区官公吏勤務手当引上げに關する陳情

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨日、議員から左の議案を提出した。

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(金子洋文君外九名発議)

水力電網開闢に関する決議案(小畑哲夫君外六名発議)

同日小畑哲夫君外六名から左の議案につき委員会の審査省略の要求書を提出した。

水力電網開闢に関する決議案

同日衆議院から左の議案を提出した。

競馬法の一部を改正する法律案

認知の訴の特例に関する法律案

自轉車競技法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は即日これを衆議院に送付した。

年齢のとなえ方に関する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律案

測量法案

学校教育法の一部を改正する法律案

死体解剖保存法案

航路標識法案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

工業標準化法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和二十二年年度予備費使用總調書(一部不承認)

昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度一般會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(承諾を求めん)

民法等の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

飯山保安法案

水産業團體整理特別措置法案

船舶運賃金の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案

水防法案

建設業法案

屋外廣告物法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

裁判所職員定員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

土地改良法施行法案

配炭公團法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電気試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し國會の承認を求めん

酒類配給公團法の一部を改正する法律案

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

在外公館等借入金整理準備審査会法案

同日議長は、左の議員提出案を圖書館運営委員会に付託した。

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(金子洋文君外九名発議)

同日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。

認知の訴の特例に関する法律案

法務委員会に付託

自轉車競技法の一部を改正する法律案

農工委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

地方行政委員会に付託

價格調整公團法の一部を改正する法律案

過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に関する法律案

經濟安定委員會に付託

人権擁護委員法案

檢察廳法の一部を改正する法律案

出版法及び新聞紙法を廃止する法律案

民法等の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法の一部を改正する法律案

日本專賣公社法施行法案

所得稅法等の一部を改正する法律案

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案

國家公務員のための國設宿舍に関する法律案

臨時宅地賃賃價格修正法案

復興金融金庫に對する政府出資等に関する法律案

大藏委員會に付託

與業債務の發行限度の特例に関する法律案

農工委員會に付託

飯山保安法案

農地調整法の一部を改正する等の法律案

農林委員會に付託

水産業團體整理特別措置法案

水産委員會に付託

船舶運賃金の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案

運輸委員會に付託

公共企業體労働關係法の施行に関する法律案

労働委員會に付託

水防法案

建設業法案

屋外廣告物法案

建設委員會に付託

昭和二十二年年度予備費使用總調書

昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度一般會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

を設けておるのではありませんが、今次の行政整理を円滑に行います上には、この審査請求に関する規定は適用しないものとする必要があります。御承知のとおり、本年六月一日より右の両公共企業体が発足することとなっております。職員の整理に關してであります。御承知のとおり、大蔵省及び運輸省の職員の相当部分が右両公共企業体に移管されることとなるのであります。この職員についても整理を行ふ必要があり、特にその定員を定め、一般政府職員の整理と同様の方針で整理することとしたのであります。而してこの場合、公共企業体労働関係法により、職員の免職等の事項は、団体交渉の対象とし、これに關して労働協約を締結することを妨げないとする。共に、これに關する苦情は苦情処理共同調整会議が解決することと定められておるのであります。この規定も今回の行政整理には適用しないこととしたのであります。最後に今次の行政整理により退職する職員については、その退職後の生活を保護するため退職手当を支給すべきことは勿論であり、政府はこの外の失業対策と共にこの問題についても深甚なる考慮を拂つております。但し現下我が國の經濟財政情勢の下におきまして、退職手当の金額につきましては、本年度の均衡予算の下で決定せなければならぬことも亦認めざるを得ないのであります。よつてこの法律は、附則第十一項におきまして、退職手当についての根本方針を定め、その具体的な規定はこれを政令に譲つておるのであります。

以上がこの法律案の内容の大要であります。政府は確固たる決意の下に今次の行政整理を行い、以て現下の我が國に相應する適正な行政機構の規模を定め、この新たな規模の下におきまして能率的な行政事務の遂行に万遺憾なきを期したいと考えております。どうか政府のこの決意を諒とせられまして、慎重御審議の上速かに「反対々々」と呼ぶ者あり御議決あらんことを切に希望する次第であります。(拍手)

○森下政一君 本員は、この際、稅務職員の不正事件に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○中西功君 本員は森下議員の動議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 森下議員の緊急質問の動議に御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。森下政一君

(森下政一君登壇、拍手)

○森下政一君 稅務官吏の中に惡質なる者があつて、稅の査定に當つて變態接待によつて稅金の高が左右されるといふ噂が可なり廣く世間に傳つております。もとより、この噂がどの程度まで眞実であるかは明らかではありませんが、ただ單なる根拠なき噂ではないことは、これを裏書きする具體的事例によつて極めて明白であります。現に今朝の毎日新聞にも、惡德稅吏一掃に警視廳が乗り出したといふことを傳えております。このことは何としても、高過ぎる稅金とその苛酷な徴收に不満を持ちながら、金の持ち合せがないために稅務官吏を接待し得ない國民大衆

を勢ひ反稅的な傾向に迫込む懸念が多分にあると思ふのであります。これに一層拍車をかけつつあるものは、近頃頻々として耳にする稅務官吏の大掛りな不正事件であります。約一ヶ月前に埼玉の浦和稅務署は滯納整理等徴收關係書類五百冊余をその筋に押收され、取調の進むにつれて、二十二年所得稅納入済の者に對し更に督促狀を發して二重徴收を行なつていたことが判明したものであります。又この督促狀を受けた者の中七百名余から、完納したに拘わらず未納督促は怪しからんといふので再調査を要求した事實が判明し、これら再調査要求のものと帳簿とを照合した結果、稅金徴收簿には全然記載されてないものに拘わらず、納稅者がいづれも領收書の發行を受け、總額五百數十万円を納入している点から、同稅務署内に更にこの五百數十万円の稅金を繰り公金積額の不祥事件が介在する容疑の下に取調中といわれ、衆議院はこれを重視して、考査特別委員會がこの事件につき本格的調査を始めたといふことであります。大阪府の押稅務署におきましては、納稅者たちが血の出る思いでやつと納めた稅金を、十九や二十くらい若い若い稅務職員と銀行員とが共謀して一千万円を横領詐取して、毎夜豪遊していたといふ汚職事件が暴露され、その筋の調査によると、稅務官吏と公金取扱銀行の職員が共謀して完納稅金をごまかしていたといふことが判明したものであります。昨年十二月頃から納稅者と日銀と稅務署と、この三者に向け発行している納入傳票を納稅者だけに発行し、他の二枚を破棄燒却するといった手段で納稅金を横領していたのを初め、或いは偽領收書を戸別に示して稅金を詐取し、犯罪を隠蔽するために宿直を利用して夜間に紛れ徴稅係長保管の徴稅簿を引出し、完納印を捺して表面をつくり、大阪市内のダンスホール、キャバレー、或いは社交喫茶、遊園等に入り込み、全部遊興に費消し、被害額一千万円以上と見られておるようであります。更に最近の新聞によりますと、この事件の取調の進むにつれて、元徴稅第二係長であつた者が二十二年二月納稅者より受け取つた財産稅五十万円を著服していた事實もこの程判明したやうであります。稅務署のかかる大掛りな不正事件が相次いで暴露されつつある半面、徴稅當局に苛まれ、閉店、廢業、倒産の憂目を見つた者がある者が続出し、堪へ兼ねて遂に自殺した者さえあると傳へられ、東京では日本フェルト株式會社社長は自殺は大蔵省査察官の強圧的態度が直接の原因ではなかつたかと、稅金攻勢に悩む事業界に深刻な話題を投げ掛けており、大阪では、十五歳を頭に五人の子供を抱え、夫の残した製本業を営みながら辛うじて細細と生活を立てつつある寡婦が、四千円の稅金滞納に稅務署より公賣の宣告を受けて、これを悲觀して一家心中を企てたことが、極めて最近の新聞に傳えられて世間の同情を浴びております。徴稅旋風の生み出したつらさから枚挙に暇ない市井の悲劇を思い合せるとき、稅務官吏の不正事件は、納稅者が血を吐く思いを以て納めつつある稅金、納稅者たちが命を削つて納めつつある稅金を横領著服したものであります。これを軽々しく看過することは許されなかつたものであります。

「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手(數多い) 稅務職員中に稀には惡質の者がまじるの止むを得ないといふやうな安易な態度で事件を見過すことは断じて許し難いのであります。その原因を糾明し、その影響に思いをめぐらして、政府は猛省するところがなければならぬと思ふのであります。國民所得の構成において最も担稅力のあつた資産所得は、二十四年度においては僅かに二・三%、二分三厘に微減し、その半面、勤勞所得は四四%、事業所得が五一%を占めておることだけを見ましても、租稅の負担が今や大衆の肩にかかつていくことが極めて明白であります。最も問題の多い所得稅の納稅人員について見ましても、昭和五年の九十三万人に比し、二十四年度は千七百九十一万人で、十九倍余の飛躍的増大を示しております。更に所得稅課稅額について見ますならば、昭和五年の一億一千万円から二十四年度は三千四百九十億圓、即ち実に三千四百六十倍もの増大でありまして、國民所得の増加率二百七十五倍を十倍以上も上回つており、大衆に重稅の嚴しさをひしひと感ぜしめつつあるものであります。まして推計國民所得二兆九千七百億の約三割、即ち三分の一が、稅を以て捕提がでない關所得であるために、徴稅の仕方が非常に片寄り、正直な納稅者の實際の負担が國民大衆の經濟力を大幅に上廻る結果になつておるのであります。これだけの事實のみを指摘しましても、國民の多數が稅に對して本質的な批判を持ち、政府に對して不満の念を抱くのは当然だと思ふのであります。況んや或る者は家を賣り、或る者は家財を投げ

出して、粒々辛苦して納めた税金が、國の經濟再建に役立つことなく、税務官吏に横領費消されたのでは、税に対する反感をいよいよ募らしむるの理の當然であると考えられるのであります。九原則は收税計画の促進強化を要請しており、政府は國民の協力を望んでおります。併しながら當然様を正して政府が如上の事実に対する反省の上に立つてなければ、國民の協力は得難いと思ふのであります。

かかる不正事件の続出は、その原因が那邊にあるのであるか。全國税務官吏の構成が極めて脆弱であることが考えられるのであります。恐らくその半数を超える多数の者が勤続一年未満の無経験者であり、税に対する認識を欠き、殊に第一線において納税者の親切な相談相手であり、指導者であるべき老練熟達の人材に全く欠けてゐることです。然らば何故税務官吏の勤続年数が短かく、老練者に欠けてゐるか。無理な税金を無理に取立てて納税者の怨嗟の的となることを何人も欲しないためであらうと思ふのであります。現に大阪府下の或る市におきましては、その市の特色をなしておつた或る種の工業が税金に攻め立てられ、業者が相次いで倒れ、廃業するものが続々と現われ、市の繁榮を衰れさせた結果、一般市民の税務署の行過ぎに対する非難の聲が余りにも高いために、税務署員は市民の憤激に恐れをなして、通勤退出に隊を組んで往復しつづつあるという噂が専らであります。かてて加えて、徴税のために第一線の税務職員は背後より政府に鞭たれて晝夜兼行の勤務に慮られ、而もこれに対する給與が十分でないことが、彼らをして誘惑

に陥らしめつつあるのであります。税務職員を責める前に政府は先ずみずから責めなければならぬのであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり更に税務署に絡まる不祥事件の発生は、政府が徴税に急ぐ余り努力目標を與へ、税務署はこの目標達成に盲目的に突進し、税の取立てのみに急であつて、收納した税金の管理に対する注意が極めて放漫なるためであると考えます。昨年十二月以來行われておりました不正事件が被審額一千万円を超える今日まで発見されなかつたという事実が、よくこれを物語つてゐるのであります。吉田總理大臣は施政方針演説において、「我が國財源は極端に枯渇し、重税に國民は未だ曾て見る苦痛を感じつつあるのであります。誠に憂慮に堪へざる事態であります。」と述べておられます。然るに政府は九原則の実施による企業の整理、これに伴ひ影い失業者の輩出を口にしながら、半面においては雇傭の増加を理由にいたしまして、國民所得の増加を予想して、本年度においては七千八百五十六億円の徴税を企圖しております。即ち昨年度に比し三割の負担増加を國民に要請しておるのであります。苛斂誅求を遙かに上廻る徴税地獄の慘狀の出現が憂慮されるのであります。

四倍の査定はさらにあり、甚だしきは十倍に達する査定も過去にはその例があつたのであります。本年度は更に行き過ぎた査定となされる虞れが多分にあると思ふのであります。○議長(松平恒雄君) 時間が参りました。

○森下政一君(續) 私はかような意味におきまして、この事実とかこころな所見に立つて、大蔵大臣に次のことを質したいと思ふのであります。新聞に傳えらるるがごとき税務署の不正事件は眞実でありますか。若し眞実であるならば、これを國會に知り得ておられる範圍内において御報告をなさつて、國會を通じて廣く國民に陳謝されて然るべきであると思ふのであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手。税務職員

に、或いは世間で傳へられておりますように、この税務署は幾ら／＼割当てるといふことは今後一切いたさないことを、ここに申し上げます。ただ署長並びに財務局長を指導いたしますために管内の經濟状況につきまして指示することはあり得ますが、これだけの金額をこの税務署で取るといふ指令は今後いたしません。これをここににお答えとして申し上げます。

〔木内キヤウ君發言の許可を求む〕○議長(松平恒雄君) 木内キヤウ君。○木内キヤウ君 本員はこの際、乳幼児用衣類の輸入に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(松平恒雄君) 時間が参りました。○森下政一君(續) もう僅か……而してこの水ぶくれの徴税額が大蔵省から財務局に、財務局から各税務署に天下り式に努力目標として割当てられ、税務署はその目標達成のためのみに専念して、実情を無視した無理な査定を行うことになり、申告額に対して三倍や

○議長(松平恒雄君) 時間が参りました。○森下政一君(續) 徴税目標を本年度はこれを略して、実情に即した査定により、適正な、民主的な課税をする、而して不合理な徴税方式を一掃するといふ御決断があるかないか。この三点を質したいと思ふのであります。○議長(松平恒雄君) 池田大蔵大臣。〔國務大臣池田勇人君登壇〕○國務大臣(池田勇人君) 森下議員の御質問にお答え申し上げます。最近税務官吏の不正事件が続出した

しましたことは、私として誠に遺憾に存じておる次第でございます。お話の浦和税務署における不正事件、又堺税務署におきます不正事件もその通りでございます。尙亦、今朝新聞に載つておりますことも或いは事実であるかと心配しておる次第でございます。堺税務署におきます不正事件は銀行員と税務署員の共謀によりますることとございまして、発見に相当手間取りました。併しやはり天網恢恢疎にして洩らさず、(笑聲)共謀いたしましたやつたことも、どこかに落度がありましたので、(笑聲)そんなものじゃない」と呼ぶ者あり。先般分りました、四月十四日に税務署職員は起訴された状況でございます。こゝういふ事実を鑑みまして、今後これが対策をいたしまして、お話の通りに税務職員の素質の向上を図ることが最も重要であると考えるのであります。只今御審議を願ひつつあります徴税機構の改善は勿論、構成事務職員

○議長(松平恒雄君) 木内君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。木内キヤウ君。〔木内キヤウ君登壇、拍手〕○木内キヤウ君 大日本連合母の会の代表、婦風会、櫻風会、母を護るの会代表、学生と母の会の代表から、乳幼児の着物の輸入に関する切実な請願がございました。現在の日本の着物は窮乏の極に達しております。そしてその重圧を感じておりますのは婦人にかつております。殊に小さな、着物の材料の調達に生じる子供、その着物の材料の調達は主婦の心に日夜大きな悩みとなつております。若い人の節の人の材料のない子供の生れる人のその資材が丸であります。これが解決をしますのに、米國から

古い着物、古いものを輸入して貰いた
いという願望でございます。乳幼児の
衣類は目下政府の生産計画にも入つて
おりません。どうぞ今年度の輸入計画
に是非織り込んで下さい。日常の衣料
のことは家庭婦人にとつては鉄や石炭
と同様でありますという趣意の請願で
ございました。厚生省の保育課の御調
査によりますと、二十三年度には赤
やんが二百七十九万九千八百七十八人
でおります。二十二年年度の一歳から六
歳までの子供を調べましたところ、一
千九百九十九万二千九百八十五人でござ
います。あの教育を受ける小学校の子供
の七つから十三までを調べましたところ
、一千二百五十六万五千八百五十五人
でございます。これに對しまして商工
省の繊維局衣料課の調査の計画は、あ
の赤やんの二百七十九万九千八百七十
八人に対して、その一人にネルが二・二方
ヤールでございます。つまり赤やんの
着物の二枚だけの割当でございます。
す。おしめにするのが二方ヤールで
ございます。おしめ一組三枚とすると、
一組と一枚だけの材料しかございませ
ん。小さい一つから六つまでの子供の
上と下との洋服と下着が一枚だけの材
料でございます。あのいたずら盛りの
小学校の子供の七つから十三までの子
供の数の四分の一しか材料が割当てら
れておりません。又二十三年度の結果
を見ましたところ、小学校の子供は四
分の一の割当であるのが八分の一しか
配給が済んでおらないのが事実でござ
います。今、日本の木綿の生産、それ
は外資獲得のために輸出しなければな
らないのが現状でございます。その代
りには貧乏たらしい——(笑聲)——

お笑ひになります、安い米國の古着、
シャツ、その外子供の着られるような
材料を輸入して頂いで、そうして衣料
の飢饉を解決することができたなら
ば、大変に母の心が安んぜられ、又子
供の生活がよくなる資料になるのでは
ないかと考えます。政府當局としては、
アメリカから古着、その外使用済の済ん
だ材料を日本の衣類飢饉の解決のため
に輸入して下さる意圖があらくなる
であらうか、又本年度(新らしいのを
貰いたさい、新らしいのを、古いのは
今日日本にある「黙つて聴け」と呼ぶ者
あり、その他発言する者多し)乳幼児に
對する衣料生産に對する御計画はどん
なであるか、それも伺いたいと思いま
す。尙若いところの女の成長するとい
ふもの、衣類の材料が不足しておる点
に對しても、政府の關係當局の方はど
んな御考慮があるか、それも伺いたい
と思つておる次第であります。(拍手)
〔國務大臣林義朗(答へ) 拍手〕
○國務大臣(林義朗) 答へいたし
ます。戦後繊維製品不足に伴いまし
て、各家庭における手持衣類は誠に僅
少でありまして、應じ切れないのは遺
憾に存する次第であります。妊産婦
或いは乳幼児に對しましての配給もご
ざいます、もとよりその量は僅少で
ありますので、十分その需要に應じら
れない実情にありますが、厚生省とい
はしましては、それらの妊産婦或いは
乳幼児などの保健衛生上に必要欠くべ
からざるようなものにつぎましては、
關係方面とも目下種々連絡をとつてお
ります、更に一段と努力をいたして
見たいと考えておるわけであり、
尙GHQ方面などへも、その配給につ

きましては特別の考慮を拂つて頂きま
すように目下懇請中であり、するの
で、その実現に一段と努力をいたすつ
もりであります。(拍手)
〔國務大臣青木孝義(答へ) 拍手〕
○國務大臣(青木孝義) 答へ申上
げます。現状につきましては只今お述
べになりましたところで十分御承知の
ところと存じますので、(誰がそ
う言つた)と申す者あり)若し細かいこと
を申上げるといたしますと少し時間
がかかりますが、それでは大体を申
上げます。現状におきましては、
現在の衣料品配給計画は、乳児に對し
ましては、一般大人並の配給のありま
する外、一人当り出生前までは二ヤ
ール、それからネル・五ヤール、出生
後では二ヤール・五ヤール、五ヤ
ール、その外に手編毛糸の〇・五ボ
ンド、これを特別に追加する建前を
とおる次第でございます。この配給
の趣旨は、乳児のおむつと、それから
肌着或いは外衣等に充てまして、その
外には家庭内のやりくりの補充として
配給をいたす考へでおるのでございま
す。これをボンドに換算をいたします
れば、乳児一人当りの追加量は合計凡
そ二・九ボンド、一般消費者向き衣料
品が昭和二十三年一人当り一・一ボ
ンド、それから労働者に対する作業
衣、手袋等の追加量一・七ボンドに比
べますと遙かに多いものでありま
す。限られた繊維におきまして、この
繊維資源を有効適切に利用して耐乏生
活を続けざるを得ない現状では、これ
でも相當な優遇と考へておる次第で
ございます。尙、將來につきましては、
昭和二十四年度の衣料品配給計画では

経済九原則の線に則りまして、繊維製
品特に綿製品は輸出優先主義というこ
とのために、國內衣料品の供給は極め
て逼迫した状態に置かれております。
特に一般消費者向き衣料品では綿製品
配給が極めて微々たるものであります
が、乳児用衣料品の配給については、
昭和二十三年度と同等量のものを確保
すべく計画をいたしておる次第でござ
います。併しながら母子寮とか或いは
乳児院その他社会救護施設に收容せら
れておる乳児に對しましては、綿製品
供給力の許す範囲内で増配する考へを
持つております。その外、端切れ又は
古繊維の利用につきましては、現状の
衣料品供給計画では、一應これらのも
の把握し得る限り供給計画数量のう
ちに組み入れてありまして、これ以上
のものを特に乳児用として輸入を仰ぐ
ことは、総合輸入計画、資金關係等の
關連もありまして、又その外に現在輸
入された原綿等が大部分これが輸出に
振り向けられますので、それらの事情
等を勘案いたしますと、簡単に実現
がむずかしいという現状にありませ
れども、政府といたしましては、あら
ゆる供給源を生かしまして、乳児用を
含む一般衣料品配給確保のために、で
き得る限りの努力をいたして参りたい
と存じておる次第でございます。
〔國務大臣稻垣平太郎(答へ) 拍手〕
○國務大臣(稻垣平太郎) 木内さん
の御質問にお答えいたします。木内さ
んのお話のお母さんたちの切実なる御
希望については、誠に我々もそのよう
に考へるのであります。只今原料のこ
とにつきましては青木國務大臣よりお
答をいたしましたので、これに蛇足を

加えることを差控えます。ただこれが
現物化につきましては、大体二十三年
度においては、晒を除いては實際に順
調に現物化されておると思つてあり
ます。晒につきましては放出綿布或い
は綿織物、これを流用いたしまして、
できるだけこれの穴を埋めたい、かよ
うに存じておる次第であります。尙輸
入の古衣料につきましては、お話をあ
りましたのでありますが、現在の古衣料
は農業或いは石炭、その他特定産業に
對して出しておりますので、今俄かに
これを轉用するのはむずかしいかと存
ずるのであります。併しながらこの点に
つきましては、全くこの古着類その他
のことにつきましては、大方いろいろお
話がありまして通りに、こういつたも
のでもお母さんたちにとつては非常に
必要なものであらうと、かように考へ
るのであります。できるだけ關係筋
に要望いたしまして、これが御希望に
副いたし、かように存じておることを
申し添へましてお答えいたします。
(拍手)
〔木下源吾(答へ) 許可を求む〕
○議長(松平恒雄) 木下源吾君。
○木下源吾君 本員はこの際、公安條
例に關する緊急質問の動議を提出いた
します。
○中西功君 本員は木下議員の動議に
賛成いたします。
○議長(松平恒雄) 木下君の緊急質
問の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと申す者あり〕
○議長(松平恒雄) 御異議ないと認
めます。木下源吾君。
〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 私はいわゆる公安條例、その公安條例は我が國の大衆の自由等を極めて制限し抑圧してゐる内容を持つ公安條例が、現在各地方に頻々として條例が設定されてゐることに鑑みまして、この際政府に質問をいたしたいと考えてゐるのであります。もとより目的は、これらの大衆殊に労働者の有して自由をやらすれば制限、抑圧、彈圧するといふような傾向にあるところのかかる條例を速かに廃止し、又現在條例を設定せんとしつつあるところのあらゆる機會を抑制しなければならぬ、かような考えを以て質問をいたすのであります。

先ず東京都は今この條例を設定せんとしております。この附近におきましては長野、富山、新潟、福島、福井、石川、これらの各縣においてはずでに設定せられてゐるところもありません。又これを準備しつつあるところがあるものであります。全國に亘つてはまだ多数多くの地方においてこれが企てられており、又設定せられてゐるものと考えられるのであります。この点については東京都の例を見ましても、いろいろこれを設定する内容を散見しますと、警察官及び消防官は、火災その他公共の安全保持のため、開會前、開會中、隨時隨地することを條件として許可することなどという前提を定めまして、これら集會に制限を加えようとしてゐるのであります。この臨檢をすること、或いは檢閲をすることかといふことは、言ひまでもなく、これは憲法に侵するところの權利を束縛するものである。「そりだ」「異議なし」と呼ぶ者あり。勿論私は今ここで、このよう

な條文が直ちに東京都において実施せられるといふことを申上げるのでありませぬけれども、そういう意圖を以て作られる條文のこれが施行は如何なる結果を及ぼすかといふことは明瞭であらうと思つてゐます。従いまして私はかくのごとき公安條例が各地において設定せられてゐる実情に鑑みまして、憲法に關する疑議、並びに憲法に違反する諸點があるかないかといふことを法務長官が御調べになつたことがあるか。若しあるとするならば、その事實についてここに御回答を願ひたい、かように考えます。

次に總理大臣にお聞きしたいのであります。これらの公安條例を、今改めて我が國が作らなければならぬといふような客觀情勢が果して存在してゐるのであるかどうか。このことについては、申すまでもなく大衆殊に労働者が民主主義を攝取體驗するために、集會或いは示威行動等は最も欠くべからざる行動條件であります。我が國は終戦後、民主主義を徹底せしめるといふことは言ひまでもないことであるに、然るに何か大衆労働者が危険なものである、危いものであるといふ觀念があつて、かようなことをせられるといふことは、往々言われるところの反動の性格を私は否定することはできない、かように考へるのであります。「その通り」と呼ぶ者あり。かかる意味において今我が國の実情を見ますならば、すでに先程本多さんがこの議場で説明をいたしました、定員法一つをとつて見ましても、その定員は幾ら要するのであるかといふ数字を出すところの根據、仕事の量、質、そ

ういふものを考慮するのでなく、人間の主觀で十數萬の官吏を今首切らうとしてゐるのであります。かかる納得の行かないところの政治を行う他面においては、首切らるる人の人格を尊重してゐるとは考へられない。「そりだ」と呼ぶ者あり。従つてこの首切らるる人々は、みづからの要求を貫徹するために、身に寸鉄を帯びない何らの抵抗のない者は、集會の自由、言論の自由、示威行動の自由等は當然許さるべきなのである。「そりだ」と呼ぶ者あり。それが又我が國の新憲法の精神であると私は考へるのであります。

（拍手）又現に昨晩からこの國會のあの正門の脇に常磐炭鉱の諸君がハンガー・ストライキを決定してゐるのであります。ただ、この現象だけ見るならば、或いは吉田内閣並びに民主黨の諸君はふしだらな行動だと考へられるかも知れませぬけれども、併しかくのごとき事態の起る他面においては、御案内の通り生産の重点生産、そして低品位炭鉱の破産倒壊、従つて労働者の失業、首切り、これが現実に行われておつて、殊に常磐炭鉱においては整理の對象となつてゐる品位四千カロリーの以下のこれらの炭鉱が多数を占めており、そりして炭鉱の閉鎖、労働者の賃金の欠配、遅配、不拂い、一寸先が暗黒である故にこそ、集會におけるところの危険などという口実を取らるるような集會ではない、生活が、死を以て抗議をする、抗争をするといふ、死を以て請願するといふ、あの状態が今この國會の正門の前に現れております。然るに私はこの壇上に立ちます数分間前に、本院のそれらの権限を持

つた者が、十五分間以内に立退くべしといふ強制的な措置に出でるのであります。私はかかる一つの事例を見ましても、如何にそりう事例の発するところが、発しなければならぬ原因がすでに培われてゐるといふことを吉田内閣は如何に考へるか、私はこの点について總理大臣にお伺ひしたいのであります。そりして各地に行われてゐるところの公安條例を速かにこれを撤廃し、又準備しつつあるものに対しては、これを阻止するといふ考へを持つておられないか。このことは、各地においてかような條例が不規律に、不規則に、不平等に作られるといふことは、少くも國會としては十分關心を持たなければならぬのであります。この点について政府の考へ並びに労働大臣は労働者にサービスするところの責任を持つて、そりう本質を持つてゐるのであるが、労働者みづからを啓蒙し、みづからの生活を守り、そりして発展しようとする、その行動に對して、果して労働大臣は今回各地に行かれておられるところの公安條例が妥當であると考へられるかどうか、この点について労働大臣にお伺ひします。以上の諸點は、我が國の現状がいかに進行しつつあるか、民主主義は退去しつつあるかといふことを証明するものであります。吉田内閣は

（議長退席、副議長著席）
この観点から基本的な態度を明確にこの國會に御答弁あらんことをお願いするものであります。（拍手）
（國務大臣林義朗君登壇）
「總理大臣いないのか」と呼ぶ者あり

○國務大臣（林義朗君） 總理大臣は只今所用の關係で、間もなく見えたと考へておりましたけれども間に合ひませんで代りまして私がお答えいたしましたと思ひます。「うまいことばかり言ふじやないか」と呼ぶ者あり。地方公共團體の條例制定權については、政府は何らこれを監督することを得ない建前になつてゐるのであります。若しかよる條例の中に憲法違反のものがあつたといふならば、住民よりの訴訟に基きまして裁判所の判定に任せ外には今日ない立場になつてゐるわけでありませぬ。尚、御指摘の公安條例は地方自治体が特殊の立場で制定したものであります。政府といたしましては今日の場合何ら關係のないものであります。日本政府はそりう地方自治體を取締る権限はないのですか」と呼ぶ者あり。地方自治團體におきまして種々なる問題が起きております問題につきましては、只今御指摘になりましたような事柄もあろうかと考へます。只今政府といたしましては、集會を制限するとか、或いはデモを取締るような考へは只今のところ抱いておらぬわけでありませぬ。尚その外の問題につきましては所管の大臣からお答へを願ひことにいたします。（拍手）

（國務大臣植田俊吉君登壇、拍手）
○國務大臣（植田俊吉君） 只今の木下さんの御質問にお答え申し上げますが、地方の公共團體の條例におきまして、今お話のごとき傾向の規定をいたしてゐるといふことは十分承知してあります。「二三の事例につきましては研究いたしておりますが、全体につきまし

てはまだ研究をいたしておられません。併しながらその顯著なるものにつきましても、私は只今のところ憲法違反の問題はないと考えております。(冗談言うな)と呼ぶ者あり)多少行き過ぎがあるかという感のするものもないではあるまいが、只今林大臣のお答えになりました通り、これは地方公共団体は憲法第九十四條、地方自治法第十四條によりまして、おの／＼みずから條例を定める権能を持つてゐるのであります。従つて政府といたしましては、これに干渉することができないのであります。若しも憲法違反の問題があるならば、或いは法律違反の問題があるならば、或いは裁判所の判決に俟つ外はないのであります。私といたしましては、これらの傾向につきまして十分注意いたしております。若し木下さんお話のごときことが頻々に行われ、憲法の問題につきまして重大なる影響を及ぼすようなことがありますれば、これは政府として全体の問題として又考えなければならぬ問題であります。只今具体的には何らの措置も施しようのないものであります。さよう御承知を願います。(拍手)

〔國務大臣鈴木文君登壇、拍手〕
○國務大臣(鈴木文君) 木下さん御指摘の集會、それから言論、意見の發表等の權利が、一般國民、特に労働者諸君にとつて最も重大な問題であるといふ点に關しましては同感でございます。併しながらそれらの權利が行使されまするに當りまして、公共の福祉と

最少限度において調整がされつつ行かなければならないといふことも考えなければならぬ点があると存じます。公安條例自体は一般の安寧秩序といふふな角度からの問題でありますけれども、併しその場合におきましても労働大臣といたしましては、労働者諸君のみならず、一般の國民をも含めてでありますけれども、集會、意思發表の自由といふものは極めて大きく擁護されなければならぬ。最少限度公共の福祉との關係において、その調整は勿論これを認めますけれども、官権の濫用、労働者諸君のそいつた方面の權利の正迫といふふうに互るべきではないと考えております。要は法理的問題につきましては只今法務總裁からお答え申上げた通りであります。運用に當りましては、労働大臣といたしましては現実の問題に即して、そいつた線に沿つてでき得る限りの努力をいたしたいと存じます。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) この際、日程第一、優生保護法の一部を改正する法律案(谷口彌三郎君外三名發議)、日程第二、國立身体障害者更生指導所設置法案(内閣提出)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(松嶋善作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員會議事谷口彌三郎君。

〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕
優生保護法の一部を改正する法律案
右成規により発議する。

昭和二十四年四月二十八日

發議者

谷口彌三郎 中山 壽彦
竹中 七郎 藤森 眞治

参議院議長松平恒雄殿

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格」を「遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格」に改め、同項第二号中「遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格」を「遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格」に改め、且つ、子孫にこれが遺傳する虞のあるものを有しているものに改める。

第四條中「前條の同意を得なくとも、」を削り、「別表に掲げる疾患」を「左に掲げる疾患で厚生大臣の指定するものに、」申請することができ、を申請しなければならぬ。」に改め、同條に次の五号を加える。

一 遺傳性精神病

二 遺傳性精神薄弱

三 顯著な遺傳性精神病質

四 顯著な遺傳性身体疾患

五 強度な遺傳性畸形

第十三條第一項中第一号から第三号までを次のように改める。

一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの

二 妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著しく害するもの

三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥るもの

同條第二項中「第一号から第三号」を「第一号又は第二号」に、「第四号」を「第三号又は第四号」に改め、同條第三項を次のように改める。

を「第三号又は第四号」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

4 本人がその意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本人の同意に代えることができる。

そのいづれもないときは、本人の同意を必要としない。

第三章第十五條の次に次の一條を加える。

(指定医師以外の医師の人工妊娠中絶)

第十五條の二 指定医師以外の医師は、母体の生命に対する現在の危険を避けるため緊急やむを得ない場合の外は、医療行為としてで、人工妊娠中絶を行うことができない。

第二十條を次のように改める。

(優生結婚相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應じ遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に關する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所を設置する。

第二十八條中「優生手術」を「生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射」に改める。

第三十三條中「違反して、優生手術を行つた者」を「違反した者」に改める。

別表を削る。

第一次改正法律附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

國立身体障害者更生指導所設置法案

右全會一致をもつて別開の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日
厚生委員長 塚本 電藏
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
谷口彌三郎 山下 義信
中平常太郎 黒川 武雄
今泉 政喜 中山 壽彦
堀井 伊介

國立身体障害者更生指導所設置法の一部を次のように修正する。

第二條中第二項を第三項とし、第一項の次に左の一項を加える。

2 前項に規定する業務の外、厚生大臣は、必要があると認めるときは、労働大臣と協議の上、國立身体障害者更生指導所をして、労働大臣の委託を受けて職業補導を行わせることができる。

要領書

一、委員會の決定の理由
現在政府は、身体障害者に対しては、各種施設を利用してその保護更生に努めていると認められるが、今回綜合的にその保護更生の万全を期するため、國立の施設を設置しようとする本法案は、誠に時宜を得た適切な措置と認める。

然し本委員会は職業補導の面において徹底を欠く点があると認めたので、これを修正した。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、現在相当数に達する身体障害者に対し、一道の光明を與え、共に、彼等に再び積極的に社会活動に参加する機会を與えることができる。

三、費用

本法施行のために、一千五十万円を要する。

案 國立身体障害者更生指導所設置法

右
國に提出する。

昭和二十四年五月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

案 國立身体障害者更生指導所設置法

法 國立身体障害者更生指導所設置

（設置）

第一條 身体障害者の更生を指導するため、厚生省に國立身体障害者更生指導所を設置する。

（業務）

第二條 國立身体障害者更生指導所は、左の業務を行うものとする。

一 身体障害者の相談に應じ、医学的、心理学的及び職能的判定に基き、社会的更生の方途を指導すること。

二 身体障害者を收容し、その医学的及び社会的更生のため、必要な指導及び訓練を行うこと。

2 國立身体障害者更生指導所に、身体障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。

（所長、所員等）

第三條 國立身体障害者更生指導所に、所長及び所員を置く。

2 所長及び所員は、厚生大臣が命ずる。

3 所長は、厚生大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

4 所員は、所長の監督を受けて、所務をつかさどる。

5 國立身体障害者更生指導所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

（命令への委任）

第四條 國立身体障害者更生指導所の位置、名称、内部組織その他運営に關する必要な事項について、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）その他の法律に別段の定めのないときは、厚生省令でこれを定める。

附 則

この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

〔谷口彌三郎君登壇、拍手〕

○谷口彌三郎君 只今議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案並びに國立身体障害者更生指導所設置法案につきまして御報告申し上げます。先ず優生保護法の一部改正からその提案の理由を簡単に申し上げます。優生保護法は昨年第二國會を通過したもので、昨年の九月十一日から施行されているのでございますが、その後の実績と社会情勢の急激なる変化に鑑みまして、或る程度人工妊娠中絶

の施行範囲を拡げる必要が起りましたこと、同時に、受胎調節に關する適切な方法の普及指導が必要になつて参りましたので、この法律の一部改正を提案するに至つたのでございます。

その内容を極く簡単に申し上げますと、優生保護法の第三條におきましては、これまで精神病的分類法が幾らか旧式に流れておつたというところもございまして、或るべく精神病的並びに遺傳病的の方面によりまして、その分類方法を幾らか変更いたしますことにいたしましたのでございます。

向、次にこの法案におきまして最も關係のありますのは第十三條、即ち審査申請をいたしました人工妊娠中絶をする法案の部分でございますが、その第一号の適用範囲を拡大して配偶者に及ぼし、又これまでは遺傳性の精神病者とか遺傳性の精神薄弱者でありましたのを、「遺傳性」を取りまして、單に精神病又は精神薄弱の場合には審査申請の上に人工妊娠中絶ができるというようにいたしましたのでございます。

次にその十三條の第二号におきまして、從來は一年以内に更に妊娠したとか、又は現に数人の子を有する者が更に妊娠して母体の健康を著しく害する場合とかというようにいたしておりましたのを、そのために戸籍謄本などの關係から非常に手続が面倒でありますために、或る場合には何ヶ月もかかるというふうな状況に鑑みまして、一年以内とか、或いは現に数人の子を有するといふのを除いてしまひまして、單に妊娠の継続又は分娩によりまして母体の健康を害する場合には、他の医師の意見書によりまして、地区の優生保

護委員会が審査をするということに簡素化したのでございます。尚その第三号におきまして、妊娠の継続又は分娩によりまして生活が窮迫状態に陥る者という項目を特に加えたのでございます。これは優生保護法におきましては、優生学的、医学的並びに倫理的の見地からする人工妊娠中絶を認めておつたのでございますが、今回は更に経済的方面までも進めまして、所謂人工妊娠中絶の範囲を拡げましたというところは、これは急激な人口の増加を抑制するためにも必要でありまして、又その生活窮迫という程度を生活保護法の適用線上に置くというようにいたしてございまして、

向、第二十條におきまして、優生結婚相談所において科学的に受胎調節の指導普及をやらせようというふうなことにいたしましたのでございます。尤もこの場合におきまして、道徳的方面を特に考へまして、処女でありますとか、未亡人その他のような結婚關係に立至つておりません者については、性道徳の類案などが起らないように特に注意をいたしまして指導をするというふうな状況にいたしております。

以上が本案改正の主な点でございますが、この法案は參議院が先議でありまして、本委員会におきましては從つて五月六日以來慎重審議をいたしております。尚一般の情勢を聴く必要上去る五月九日には各界の代表者を喚問いたしましたので、そうしてこの法案に対する意見の聴取などをいたしましたのであります。かかるいろ／＼の質疑應答などにおきまして種々なる問題が生まれましたが、その主なるもの一つ二つ申上げ

ますとすると、例えば生活窮迫状態に陥るものについて妊娠中絶を許すという改正案は、その生活が窮迫に陥るといふのは如何なる程度のものを言うかという御質問がございましたが、これに對しまして、現に生活保護法を適用されておるもの、又は妊娠の継続の結果失業などのために生活が窮迫に陥るものまでも含む旨の答弁があつたのであります。又本案のように生活窮迫状態に陥るものにも素質のいい者があるが、そのものまでも中絶をするのかというふうなお尋ねがございましたのに對しまして、素質が優秀なものを保存するといふのは本法の根本方針でございますので、本法を施行するに當りまして、特に優秀なる素質を有する方には人工妊娠中絶を成るべく行わずに、所謂妊娠を継続して、分娩後においてはあらゆる方法によつてそういう方をお助けする、救助をする、援護をするというふうな方面に進みたいというこの返事があつたのでございまして、その他重要な質問がございましたが、これにつきましては詳細なことは速記録を見て頂きたいと存じます。

次いで五月の十二日の委員会におきまして、質疑應答の終了後、討論に入りましたところが、一委員からいたしました修正の動議が提出されたのでございまして、その修正の要点は、第十三條第一項の改正規定中第三号の部分「妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮迫するもの」というように變更したこと、第二には別表にいろ／＼の病名が挙つておりますが、その病名に對しての一二の省略があつた

のです。その病名は、やはり速記録によつて御覽を頂きたいと存じます。尙一委員からいたしまして、本修正案に對しては賛成であるが、本法案を実施する上において特に第十三條第一項第三号の「妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮乏するもの」という條文で人工妊娠中絶が行われます場合には、その手術又は治療等は公けの負担で行なつて貰いたい、又同様に貧困の状態にある者に対してもその医療費によつてこれを補助して貰いたい、又優秀な素質を有するものに対しては特に注意して、民族の優秀なる素質の保存に努めて貰いたいというような意見の開陳がございました。以上の御希望に對しまして政府当局の意見を聴取しましたところが、本法案を実施するに當りましては、特に優生保護法の目的に適用のために、素質の優秀なものには行わないようにしたい。又人工中絶を行つたために生活保護法の医療給付を受け得るよう、十分努力して御期待に副うという御答弁がございました。

ここで討論を終結いたしましたので採決に入りました。先ず修正案について賛否を諮りましたところ、全員一致で修正案は議決されました。次いで修正案を除く他の原案につきまして採決をいたしましたところ、これ又全員一致を以て可決されました。よつて本法案は全員一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました次第でございます。これを以て御報告を終わります。(拍手)

次に國立身体障害者更生指導所設置法案でございますが、これにつきまして極く簡単に御説明申し上げます。從來傷痍者に対しましていろいろの施設がございましたが、國立においてかかる施設ができておりませんので、その保護をする上に特にこういふのが今同一ヶ所でありまされども相模國立療養所内にできることになつたのでございます。これに對しましては、その医学的或いは医療的の処置は、厚生省方面からの關係を以ての療養所でございますが、これに對しまして或いは職業指導的問題に對しましては労働省關係になりますので、この際、是非職業指導關係につきましては労働大臣がその職能を委嘱するということになつて貰いたいというやうなことにいたしましたのでございます。尙これに對しましては、一委員から修正の動議がございましたが、その修正の理由及び修正案を簡単に申し上げます。と、本施設の使命は、病院から職場を一貫したものでなければその目的を達成しないので、これを明確にする必要がありま。従つてこの條項中、第二條中二項を三項として一項目を加えて呉れというのがございすが、これも省略いたしました速記録を御覽を願いたいと思ひます。

次いで討論を打ちまして採決に入りましたところが、先ず修正案は全員一致で可決いたしました。次に修正案を除く原案につきまして採決いたしましたところ、これ又全員一致を以て可決した次第でございます。よつて本法案は修正可決すべきものと決定した次第でございます。簡単に御報告申し上げます。(拍手)

(副議長退席、議長着席)

○議長(松平恒雄君) 優生保護法の一部を改正する法律案に對し討論の通告

がございす。順次發言を許します。田中耕太郎君。

(田中耕太郎君登壇、拍手)

○田中耕太郎君 極めて重要な問題であります。極めて簡単に反對理由を申述べたいと思ひます。人工妊娠調節並びに受胎調節、これは單に抽象的な道徳論や或いは又宗教論を申述べて反對するわけではありませぬ。現実の問題として反對するものであります。と申しますのは、優生保護法全般も然りであるが、又今度の改正法も萬だ局部的、近視眼的にこの重要な問題を取扱つてゐるのであります。

第一に、この人工妊娠中絶は妊娠中絶を受ける妊婦の健康その他につきまして非常な有害な影響を及ぼす。又婚姻當事者に産兒制限なり妊娠調節の思想が普及します場合において、非常に悪い影響を與える。心理的、肉体的にその問題を考えなければなりません。次に婚姻及び家庭の問題でございす。これによつて婚姻の神聖なり、又男女の間の婚姻外關係ということが続々増加することによつて、家庭というものの解体なり、腐敗を招くといふことでもあります。友愛結婚、試験結婚といふものが、これが常はこの産兒制限の問題と結び付いておるといふ外國の事例を十分研究しなければならぬのであります。殊に産兒制限、妊娠調節は離婚の統計を非常に増加させる。アメリカの例を十分見れば分ります。又それは断種といふ甚だ不自然なる方法にまで発展するわけでありま

す。又社会、國家の問題といたしましても、教育上の見地から考えまして、青年子女の非常なる性道徳の腐敗、道義の頹廢を招く。現にもうすでにその徴候が現れてゐるのです。この頃避妊薬が非常に流行して、殆んどすべての通俗雜誌はさういふ廣告で以て満ちておる。ところでアメリカではコンスドクローといふのがありまして、さういふ産兒制限の國解入の文書に對して、さういふものを撰集文書として永年の間禁止して参つてゐるというところは、我々は十分考へなければならぬ。根本的の立場として、かような醫學上の技術を單なる科學の進歩の結果だとして、文化國家だから、さういふものを採用しなければならぬといふやうなことで簡単に考へられては困る。科學技術といふものは利用もされれば濫用もせられるのであります。我々はその利用を考へることが本當の文化國家の一員であるといふふうに考へるのであります。例えば我々は安んじて、無病、痛みもなく死ぬるやうな方法を考へた者があつたとして、その方法によつて死ぬことは、これは罪惡であります。(反對)と云ふ者あり)自殺を奨励するといふことは、自分の基本的人權を自分で制限することはできない。基本的人權は譲り渡すことができない權利であるから放棄することでもできない。さういふ根本的思想の無理解の下にこの法案は出ている。一家が貧乏だから四人の子供を二人にし、人口八千万が多過ぎるから六千万にし、さういふ考へこそ、これはファッショ的、全体主義的思想であります。國がそれを指導するに至つては言語道斷だといふふうに考へるのであります。外國にさういふ事例があるとしても、外國ではこの弊害に懲り

ておる。日本だけがさういふ陰險な方法を用ひなければならぬといふことは國際的正義人道の精神に反する。それを外國で若し日本に押付けようとするものであるならば、我々は堂々と國際的法廷において、それを廣く世界人道及び正義の觀念から、我々は断乎として今後闘わなければならぬと思つてゐます。自由を與えろと呼ぶ者あり)若し人間が多過ぎるから家族の数を減らす。人口が多過ぎるから人口を減らせばいい。それは食糧のために人間が存在しているといふこととなる。人間のための食糧です。人間のための國土なんです。食糧の奴隷に人間はなつてはいかん。それが人格の尊嚴のためであるといふことを、(拍手)私はこの際断乎として主張して、この法律案に反對するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 井上なつあ君。

(井上なつあ君登壇、拍手)

○井上なつあ君 私はこの法案に對しまして、諸般の情勢からいたしまして賛成をいたすものでございます。(拍手)但し先程田中議員もお述べになりましたように、私はこの法の運用上に十分注意いたして頂きまさんと、却つてこの法の主義精神が抹殺されることになりまと思ひますので、ここに二、三の希望條件を申述べたいと存じます。

先ず法案第十三條に述べられております通りに、これまでと違つて人工妊娠中絶が容易になりますと、これは考へ方によりまして道徳的にも非常に悪いといふ御意見もございましたが、只今の國情からしてこれは止むを得ない

義の頹廢を招く。現にもうすでにその徴候が現れてゐるのです。この頃避妊薬が非常に流行して、殆んどすべての通俗雜誌はさういふ廣告で以て満ちておる。ところでアメリカではコンスドクローといふのがありまして、さういふ産兒制限の國解入の文書に對して、さういふものを撰集文書として永年の間禁止して参つてゐるというところは、我々は十分考へなければならぬ。根本的の立場として、かような醫學上の技術を單なる科學の進歩の結果だとして、文化國家だから、さういふものを採用しなければならぬといふやうなことで簡単に考へられては困る。科學技術といふものは利用もされれば濫用もせられるのであります。我々はその利用を考へることが本當の文化國家の一員であるといふふうに考へるのであります。例えば我々は安んじて、無病、痛みもなく死ぬるやうな方法を考へた者があつたとして、その方法によつて死ぬことは、これは罪惡であります。(反對)と云ふ者あり)自殺を奨励するといふことは、自分の基本的人權を自分で制限することはできない。基本的人權は譲り渡すことができない。さういふ根本的思想の無理解の下にこの法案は出ている。一家が貧乏だから四人の子供を二人にし、人口八千万が多過ぎるから六千万にし、さういふ考へこそ、これはファッショ的、全体主義的思想であります。國がそれを指導するに至つては言語道斷だといふふうに考へるのであります。外國にさういふ事例があるとしても、外國ではこの弊害に懲り

ことだと存じます。それからもう一つは、この妊娠中絶は婦人の身体に非常に影響があるという事は私も考えておりますのでございませう。それで、ここで考えたいことは、政府の方で十分監督して頂きたい、この妊娠中絶の手術をする指定医の指導ということ、選考ということに当って頂きたいと存じます。この手術をいたしますと、手術後少くとも二三週間の静養を見まさんと、少くとも妊娠人工中絶は虫歯を抜くようなものではございませうので、政府はこの人工妊娠中絶後のこの静養のために適当な指導すべき機関を持つて頂きたいということでございます。

次に、常識をいたしまして、人工妊娠中絶をいたしました後の妊娠は非常に早くございまして、人によりまして二ヶ月で又妊娠したという例もございませう。一年に三回も人工流産をしたという例も知っておりますのでございませう。かくいたしますと、凡そ妊娠可能な婦人の年齢は、二十歳から四十五歳までといたしますと、その間、何回もこれを繰返さなければならぬと思ふのでございませう。医学的な見地からの実証をいたしまして、何回人工妊娠中絶をやりましたも婦人の身体については何にも影響はないとおっしゃるのでございませうが、万一にも、弘法にも筆の誤まりといふことがございまして、婦人の身体に影響がないというが、あつては困りますので、政府は絶えず十分に指定医を監督されまして、人工流産の記録を十分に置いて頂きたいと存じますのでございませう。

その次に、二十條の実施に際しまして

一つ政府に特にお願いいたしたいことは、先程お述べになりましたように、産児調節にきく薬品の製造販賣の許可、それから価格の監督等についてでございます。すでに新聞紙でも述べられておりますように、二十種以上の材料、薬品の販賣を厚生省から許可されておりますように報道されておりますが、その上に、聞くところによりまして、戸別訪問をしてこの妊娠調節のできるような材料薬品を賣込みに来る商人もあつたやうでございませう。恐らくこれは過般京都に起りましたやうなジフテリア禍のような障害は直接起らないかも知れませんが、凡そ原虫を殺す殺菌力を持つておりますところの薬品であることは承知いたさなければなりません。製薬会社で薬の効果を十分にするために強い薬品を使用いたしますと、長い年月の間には身体に障害を来さないとも限りませんし、又反対に身体に障害を来さないやうなものでございませう。たとえその薬品の効力が疑わしくても、單なるこれは風邪薬等と違ひまして、誰でも彼でもこれを試すわけに行かないのでございませうが、この弱点を利用されまして、この薬の販賣、それから非常に悪弊が起らないとも限りませんで、この点、十分製薬会社を監督して頂きたいと存じます。若しこの受胎調節用の薬品の価格が高價であつたり、不良であつたりすると、その結果は却つてこの法の精神に反するものがあります。この点特に政府においては監督されたいと思ひます。

次にこの法案実施に当つてお願いいたしたいことは、この法案を実施いたして見まして、一年の間に約三十万の出生を減少いたしますといたしますと、現在助産婦の数が六万ございませうから、一人当り五つずつの助産婦が減るという事になります。明年より新しい助産婦、看護婦、保健婦法によりまして、甲種看護婦の國家試験を受けただ後でない助産婦になれませんで、助産婦の数はそう増加はいたさないでございませうが、少くとも現在の助産婦の中に相當の影響がございませうので、政府は現在の助産婦の再教育、その他に注意せられまして、苟くも助産婦の生活権を脅かすやうなことのないうちに願ひたいと存じます。

子福者が本當に楽しい生活ができませんと言つたのは昔の夢でございませう。現在私共が耐乏生活をしておりませうと、三人、四人以上の子供を持つた主婦が、私は十分子供の教育ができて楽しい家庭生活がございませうと良心的に確信できる人が何人ございませうか。現在の社会情勢におきまして、私はこの法は必ず実施されるべきものと存じます。その意味におきまして、私は本案に賛成するものでございませう。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論通告者の発言は全部終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず優生保護法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。(拍手)よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 次に國立身体障害者更生指導所設置法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。議事の都合により一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後二時五十六分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。議事の都合により、これにて延會いたしたいと存じます。御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後二時五十七分散會

○本日の會議に付した事件

一、常任委員辭任及び補欠の件

一、行政機關職員定員法案提案理由の説明

一、稅務職員の不正事件に関する緊急質問

一、乳幼児用衣類の輸入に関する緊急質問

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

議員

小川 友三君	阿竹繁次郎君
井上なつゑ君	岩本 月洲君
宇都宮 登君	梅原 眞隆君
江熊 哲翁君	小野 哲君
加賀 操君	柏木 庫治君
鎌田 逸郎君	河井 彌八君
高良 とみ君	小杉 イキ君
小宮山常吉君	小林米三郎君
西郷吉之助君	佐伯四郎君
新谷寅三郎君	鈴木 直人君
竹下 豐次君	高田 寛君
高橋龍太郎君	伊達源一郎君
田中耕太郎君	中川 以良君
野田 俊作君	早川 慎一君
東浦 庄治君	久松 定武君
堀井 伊介君	藤井 丙午君
堀越 儀郎君	町村 敬貴君
松井 道夫君	松村眞一郎君
村上 義一君	矢野 西雄君
赤木 正雄君	赤澤 與仁君
飯田精太郎君	伊藤 保平君
奥 むねお君	岡部 常君
岡本 愛祐君	岡元 義人君
木下 辰雄君	九鬼紋十郎君
楠見 義男君	山田 佐一君
中山 壽彦君	島津 忠彦君
島村 軍次君	下條 康磨君
宿谷 榮一君	大野木秀次郎君
遠山 丙市君	小林 英三君

田村 文吉君	玉置吉之丞君	小林 勝馬君	松下松治郎君
寺尾 博君	徳川 宗敬君	内村 清次君	梅津 錦一君
玉屋 喜章君	徳川 頼貞君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
一松 政二君	藤野 繁雄君	平野善治郎君	鈴木 順一君
北條 秀一君	穂積眞六郎君	村尾 重雄君	門田 定藏君
田口政五郎君	岡田喜久治君	塚本 重藏君	奥 主一郎君
小野 光洋君	岡 伊能君	河野 正夫君	山田 節男君
山内 卓郎君	山本 勇造君	林屋龜次郎君	中井 光次君
結城 安次君	西田 天香君	稻垣平太郎君	カニエ邦彦君
渡邊 甚吉君	植竹 春彦君	森下 政一君	青山 正一君
北村 一男君	加藤常太郎君	中平常太郎君	若木 勝藏君
西川 昌夫君	川村 松助君	島田 千壽君	吉川末次郎君
浅岡 信夫君	池田宇右衛門君	天田 勝正君	細川 嘉六君
堀 末治君	荒井 八郎君	中西 功君	岩間 正男君
西川 甚五郎君	大島 定吉君	千紫 信君	木村啓八郎君
鈴木 安孝君	黒田 英雄君	堀 眞琴君	原口忠次郎君
寺尾 豊君	草葉 隆圓君	太田 敏兄君	金子 洋文君
石坂 豊一君	小杉 繁安君	小泉 秀吉君	大野 幸一君
板谷 順助君	今泉 政喜君	赤松 常子君	千田 正君
松野 喜内君	黒川 武雄君	國井 淳一君	藤田 芳雄君
石川 準吉君	木内キヤウ君	羽仁 五郎君	伊藤 修君
大隅 憲二君	深水 六郎君	大島農夫雄君	岩崎正三郎君
平岡 市三君	城 義臣君	河崎 ナツ君	栗山 良夫君
藤森 眞治君	深川榮左エ門君	川上 嘉君	丹羽 五郎君
仲子 隆君	中川 幸平君	原 虎一君	下條 恭兵君
重宗 雄三君	西山 亀七君	島 清君	中村 正雄君
橋本萬右衛門君	伊東 隆治君	三好 始君	米倉 龍也君
佐々木鹿蔵君	境野 清雄君	佐々木良作君	渡多野 鼎君
浅井 一郎君	廣瀬眞兵衛君	木下 源吉君	山下 義信君
左藤 義詮君	小串 清一君	岡田 宗司君	駒井 藤平君
水久保基作君	平沼彌太郎君	小川 久義君	岩男 仁藏君
尾形六郎兵衛君	木槍三四郎君	鈴木 憲一君	岡村文四郎君
木内 四郎君	鬼丸 義齋君	國務大臣	
櫻内 辰郎君	田中 信儀君	大藏大臣	池田 勇人君
谷口彌三郎君	油井賢太郎君	國務大臣	植田 俊吉君
星 一君	小畑 哲夫君	厚生大臣	林 謙治君
前之園喜一郎君	竹中 七郎君	商工大臣	稻垣平太郎君
入交 太藏君	高橋 啓君	通信大臣	小澤佐重喜君

小松 勝馬君	梅津 錦一君	門屋 盛一君	鈴木 順一君
村尾 重雄君	門田 定藏君	奥 主一郎君	山田 節男君
河野 正夫君	中井 光次君	カニエ邦彦君	青山 正一君
森下 政一君	若木 勝藏君	吉川末次郎君	細川 嘉六君
中平常太郎君	岩間 正男君	木村啓八郎君	原口忠次郎君
島田 千壽君	金子 洋文君	大野 幸一君	千田 正君
藤田 芳雄君	伊藤 修君	岩崎正三郎君	栗山 良夫君
丹羽 五郎君	下條 恭兵君	中村 正雄君	米倉 龍也君
渡多野 鼎君	山下 義信君	駒井 藤平君	岩男 仁藏君
岡村文四郎君	國務大臣	大藏大臣	池田 勇人君
國務大臣	植田 俊吉君	厚生大臣	林 謙治君
商工大臣	稻垣平太郎君	通信大臣	小澤佐重喜君

労働大臣 鈴木 正文君
國務大臣 青木 幸義君
國務大臣 本多 市郎君
政府委員 増田甲子七君
内閣官房長官 中川 以良君
経済安定政務次官 田口政五郎君
大藏政務次官 岡咲 惣一君
法務政務次官 岡咲 惣一君
法務廳事務官(調査第一局長) 大室 亮一君
法務廳事務官(人権擁護局長) 浅岡 信夫君
厚生政務次官 長村 貞一君
商工事務官(鐵道局長) 長村 貞一君

(第二十三号参照)
審査報告書
酪農調整法を廃止する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月七日
農林委員長 楠見 義男
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
石川 準吉 國井 淳一
岡村文四郎 門田 定藏
徳川 宗敬 加賀 操
北村 一男 星 一
板野 勝次

要領書
一、委員会の決定の理由
酪農調整法は、昭和十四年の制定にかかり、(一)牛乳生産者と製酪業者との取引関係の調整、(二)製酪業の企業許可及び(三)製酪業の全国的統制機関たる製酪

業組合等に関する規定を内容としているが、(一)は当時者間の自由に委し、もし不正のために是正の必要がある場合は独占禁止法等他の法令によることとし、(二)は他の企業と同様に自由とするのが妥当であること、(三)は組合が既に昭和二十三年二月閉鎖機関に指定されているので空文化していること等の理由により、現行法を廃止しようとするもので、委員会はその趣旨は妥当なるものと認め、原案通り可決すべきものと認めた。

二、事件の利害得失
企業の自主性を尊重し、契約自由の原則を伸張する上において利益するところ少くない。

三、費用
本件については別に費用を必要としない。

定價 一部 四円五十銭
送料 実費

所行 発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 印刷局
振替東京一九〇〇〇 図書課